

令和6年 第10回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和6年4月19日								
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会議の日時	開会	令和6年4月25日 午後 6時30分							
	閉会	令和6年4月25日 午後 7時30分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者13名 欠席者1名								
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	下川部 和宏	13番 委員	由利 昭人			
	2番 委員	吉田 藍	8番 委員	川口 豊	14番 委員	佐藤 貴彦			
	3番 委員	佐藤 美登子	9番 委員	西口 智章					
	4番 委員	木村 卓也	10番 委員	奈良 和人					
	5番 委員	齋藤 和博	11番 委員	木口 幸弘					
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	佐藤 龍也					
参 与	事務局長 沼下 利広 総務係 谷口 方基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和6年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会議録 署名委員	農委会長 7番 _____ 13番 _____ _____								

会 議 の 経 過

事務局長	これより、第10回厚沢部町農業委員会総会を始めます。 開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
会長	皆様、お疲れ様です。今日は雨が降りましたが、また明日から天気が良い日が続くということで、今日の雨は恵の雨だったのではと思います。みなさん、植え付け作業も終盤にかかっているのではないかと思います。引き続き気を引き締めて、農作業に取り組んでいければと思います。それでは総会に入りたいと思います。
事務局	日程第1、出席者の報告。3番佐藤（美）委員が欠席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、7番下川部委員、13番由利委員お願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。
	1番 借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇、土地の所在は旭丘〇〇-〇ほか21筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は77,330㎡、契約期間は令和4年5月27日から令和7年9月22日までの3年間でした。法人閉鎖に伴う名義変更のための解約です。
	2番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は14,053㎡、契約期間は令和5年8月24日から令和8年12月31日までの3年間でした。
	3番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は3,006㎡、契約期間は令和5年8月24日から令和8年12月31日までの3年間でした。
	4番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は16,712㎡、契約期間は令和5年8月24日から令和8年12月31日までの3年間でした。
会長	事務局説明が終わりました。補足等ありますか。
佐藤(貴)委員	補足します。1番ですが、法人の解散による一時的な解約です。
川口委員	2番～4番について、〇〇〇〇さんは作付けしないということで解約するものです。
会長	以上、補足説明終わりました。何か質問・意見ありますか。
	無いようですので、申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	続いて議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号 下記のとおり農地を転用し利用権を設定するため許可申請があったので適否について意見を求めます。
	1番 土地の所在は稲見〇〇-〇番地、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は8,206㎡、譲渡人は稲見の〇〇〇〇さん、譲受人は札幌市の〇〇〇〇、転用目的は新幹線トンネル掘削発生土置場のため、転用期間は許可日から3年間の一時転用です。

会 議 の 経 過

会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
下川部委員	昨年鶉で断念した案件の代替地です。この土地で〇〇〇〇さんがいいよということで、写真通り段差がかなりあり、一番低い所で12mあり、地番〇〇-〇と同じ高さで作るそうです。さらに明渠や浄化槽も設置するとのこと。牧場の向かいから夏場はダンプが出入りするということで、冬場は上里との意養から入っていくということで、鶉の方の出入り口でもダンプがぶつかからないように走るということでした。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
事務局	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは申請通り許可します。
事務局	次に議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画について事務局より説明願います。 議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇-〇外4筆、地目は公募現況ともに記載のとおり。合計面積は7,889㎡、対価は10aあたり田で200,000円、畑で100,000円。 2番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は当路の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇-〇、地目は公募現況ともに記載のとおり。面積は149㎡、対価は10aあたり200,000円です。 3番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は新町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇-〇、地目は公募現況ともに田。面積は12㎡、対価は10aあたり200,000円です。 4番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇-〇、地目は公募現況ともに田。面積は3,848㎡、対価は10aあたり200,000円です。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木村委員	4番です。1番から4番まで関連しているので一括で説明します。〇〇〇〇さんの自宅の前なので買いたいとのこと。話が進み、それと付随して〇〇〇〇さんの土地も買う流れとなったようです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。 それでは申請通り許可します。
会長	続いて議案第3号農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。

会 議 の 経 過

事務局

議案第3号、下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。

1番、借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公募現況ともに田。面積は14,053㎡、契約期間はR6.4.26からR8.12.31までの3年間。対価は10aあたり18,000円です。

2番、借主は〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公募現況共に田。面積は3,006㎡、契約期間はR6.4.26からR8.12.31までの3年間。対価は10aあたり18,000円です。

3番、借主は〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇外1筆、地目の公募現況は記載のとおりです。合計面積は38,494㎡、契約期間はR6.4.26からR8.12.31までの3年間。対価は田で10aあたり25,000円、畑が5,000円です。

4番、借主は〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇-〇、地目は公募現況共に田。面積は8,048㎡、契約期間はR6.4.26からR8.12.31までの3年間。対価は10aあたり18,700円です。

5番、借主は新栄の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇-〇外1筆、地目の公募現況は記載のとおりです。合計面積は18,223㎡、契約期間はR6.4.26からR8.12.31までの3年間。対価は田・畑共に10aあたり5,000円です。

6番、借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇-〇外9筆、地目の公募現況共に畑。合計面積は78,673㎡、契約期間はR6.4.26からR16.4.25までの10年間。対価は10aあたり5,000円です。

7番、借主は南館町の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇-〇外17筆、地目の公募現況は記載のとおりです。合計面積は95,233㎡、契約期間はR6.4.26からR9.4.25までの3年間。対価は田で10aあたり17,000円、畑が5,000円です。

8番、借主は富里の〇〇〇〇さん、貸主は南館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇-〇外5筆、地目の公募現況共に田。合計面積は46,642㎡、契約期間はR6.4.26からR7.4.25までの1年間。対価は10aあたり11,000円です。

9番、借主は館町の〇〇〇〇さん、貸主は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇-〇外6筆、地目の公募現況共に田。合計面積は13,336㎡、契約期間はR6.4.26からR11.4.25までの5年間。対価は10aあたり11,000円です。

10番、借主は館町の〇〇〇〇さん、貸主は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇-〇外15筆、地目の公募現況は記載のとおりです。合計面積は48,580㎡、契約期間はR6.4.26からR9.3.31までの3年間。対価は田で10aあたり15,000円、畑が10aあたり5,000円です。

11番、借主は鶉の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇、土地の所在は鶉町〇〇-〇外3筆、地目の公募現況共に畑。合計面積は23,418㎡、契約期間はR6.4.26からR11.2.27までの5年間。対価は10aあたり1,200円です。保有合理化事業による賃貸借になります。

12番、借主は木間内の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇、土地の所在は旭丘〇〇-〇外20筆、地目の公募現況は記載のとおりです。合計面積は77,330㎡、契約期間はR6.4.26からR7.9.22までの1年間。対価は田で10aあたり3,000円、畑が10aあたり1,600円です。保有合理化事業による賃貸借になります。法人解散に伴う名義変更です。

会 議 の 経 過

会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
川口委員	1番から4番について、今まで借りていた〇〇〇〇さんが離農するということで〇〇〇〇さんの方に話が来ました。対価については当時のままです。
会長	ありがとうございました。次の5番について。
斉藤委員	はい、私は5番と6番について。貸主の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの娘だそうです。5番の農地は2年くらい作付けしていなかったということで、〇〇〇〇にお願いしたら作ってくると。田の対価が5,000円と安いのですが、はっきり言うと条件が悪いので妥当な金額だと思います。 6番の方は、〇〇〇〇さんが亡くなる前から作っていて、名義変更に伴う契約変更です。
西口委員	7番について。5番、6番と関連して〇〇〇〇さんの代から借りていたのを引き継いで、契約し直したという形になったそうです。
木村委員	8番について。〇〇〇〇さんが2カ月くらい前に城丘の奥のエリアをどうにかしてほしいということで、〇〇〇〇さんがやるよということで話が来たそうです。 9番について。〇〇〇〇さんの方で、元々〇〇〇〇さんの土地をほとんど作っているということで、話が来たそうです。
会長	10番は更新です。11番。
奈良委員	前々回の総会で上がっていた話ですが、うちの向かいの〇〇〇〇さんという方が何も作付けしてない、出来ないということで、合理化事業で〇〇〇〇さんが借りるものです。
佐藤(貴)委員	報告第1号にも出ていました、法人解散に伴う個人での賃貸ということです。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。 無ければ、申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは申請通り許可します。 次に、協議第1号、令和6年度最適化活動の目標の設定について、事務局説明をお願いします。
事務局	協議第1号、令和6年最適化活動の目標の設定等について。 Ⅰ農業委員会の状況について ですが、これは農林業センサス等に基づいて、厚沢部町の農業者の現況や農業委員会の状況について記載しています。 次にⅡ最適化活動の目標 ですが、農地の集積状況について記載しています。 令和5年度の集積面積が3,485ha、集積率は88.5%となっています。 ②の目標ですが、令和12年度の目標について、95%の集積率を目指しています。 令和6年度については、新規集積面積を36ha、集積率を89.4%としています。 遊休農地については、農地パトロール、農地所有者の把握を強化し、0の維持を目指していきたいと思います。 (3)新規参入の促進について は、毎年1経営体の参入を目標としています。 新規就農者への権利移動面積は、厚沢部町の実態と合わない過大な面積目標となっていますが、これは様式的に前3か年の権利移動面積の平均を記載することとなっており、22.6haとしています。 次に、2最適化活動の活動目標です。

会 議 の 経 過

	<p>活動強化については、毎年 9 月に作況調査、10 月には農地パトロール、通年で地域計画目標地図作成の協議の場を設けており、それについて記載しています。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて質問や意見ありませんか。</p> <p>これ、今年度の目標集積率 89.4%とありますが、遊休農地は逆に増加するような気がします。</p>
事務局	<p>集積率 95%というのは、あくまで北海道としての目標値であり、各町も目標を定めて取り組んでくださいという意味です。</p>
会長	<p>あと質問・意見ありませんか。</p>
由利委員	<p>この計画を立てて上げることで何かメリットがあるのですか。</p> <p>例えば補助金が返ってくるとか。</p>
事務局	<p>農業委員会の活動について、計画を立てて活動をしましょうと謳われていて、この計画を立てて活動することで、国から農業委員会の活動運営費に補助をもらっています。</p> <p>月に 1 回活動することで、委員の皆さんの報酬や活動費に補助金をもらっています。</p> <p>これを作ることによって国からの支援を一部受けるということです。</p>
由利委員	<p>委員会のほかに、農業者に関してのメリットとかは。</p>
事務局	<p>メリットと言いますか、農業委員会の使命として月一回の活動について支援を受けているということで、不足分は町の一般会計から補助金という形で頂いています。</p>
会長	<p>ほか質問・意見ありませんか。</p>
委員	<p>ありません</p>
会長	<p>それでは本日の会議を終了します。</p> <p>～了～</p>